

日 本 史

第 1 問

大規模な造営事業には多くの労働力が必要だったということが鍵

古代の宮都などの大規模造営では、建築工事の現場だけでなく、山林での材木の伐り出し、瓦の製作、それらの輸送(陸運・水運)など、資材調達の作業にも多くの労働力が必要であった。国家的造営工事に関する次の(1)~(4)の文章を読んで、下記の設問に答えよ。解答は、解答用紙(イ)の欄に記入せよ。

戸籍から→仕丁
税金雇用→雇夫

→ 労働不足の際

(1) **律令制**のもとでは、^{しちよう こふ}仕丁と雇夫が国家的造営工事に動員された。**仕丁**は、全国から 50 戸ごとに成年男子 2 名が徴発され、都に出仕し役務に従事した。**雇夫**は官司に雇用された人夫で、諸国から納められた庸が雇用の財源となった。

律令制期

(2) **奈良時代**に朝廷が行った石山寺の造営工事では、仕丁・雇夫らが従事した作業の内容が記録に残されている。また、恭仁京・長岡京・平安京の造営など、大規模な工事を実施する際には、労働力不足への対処として、畿内周辺の諸国に多数の雇夫を集めることが命じられた。

「だけでなく、」という表現は後に続く部分が重要

(3) **摂関期** **960 年 9 月**、平安京の内裏が[↑]火災ではじめて焼失した。その再建は、^{しゆりしき}修理職や^{もくりよう}木工寮といった中央官司**だけでなく**、美濃・周防・山城など 27 万国の受領に建物ごとの工事を割り当てて行われた。こうした方式はこの後の定例となった。

戸籍の機能不全化から

徴税権を持ち富裕化した受領
→労働力&資金の調達

院政期(につながる)

→ 院政期でも継続

(4) 1068 年に即位した**後三条天皇**は、10 年前に焼失した内裏をはじめ、平安宮全体の復興工事を進めた。これを契機に、造営費用をまかなうための臨時雑役を、国衙領だけでなく荘園にも一律に賦課する**一国平均役**の制度が確立した。

背景には不輸入の権をもつ荘園の増加

設 問

国家的造営工事のあり方は、国家財政とそれを支える地方支配との関係を反映
して変化した。その変化について、律令制期、摂関期、院政期の違いにふれなが
ら、6行以内で説明せよ。

3つの期間について6行以内なので、
それぞれ2行以内で記述するように気をつけよう！